



関自保第632号 関自旅二第1653号 平成26年2月14日

一般社団法人全国個人タクシー協会関東支部支部長 殿

関東運輸局自動車技術安全部長 | 加田記記 | 関東運輸局自動車技術安全部長 | 加田記記 | 関東運輸局自動車技術安全部長 | 加田記記 | 関東運輸局自動車技術安全部長 | 四田記記 | 関東運輸局 | 日本記記 | 大福記記 | 大福記記

一個人タクシーの事故防止及び効果的な指導・監督体制の整備に関する 取組状況について

一昨年に個人タクシーの関係する死亡事故及び悪質違反が多発したことを受けて「個人タクシーの事故調査分析結果及び効果的な指導・監督体制の整備について」(平成24年11月2日付け、関自保第343号及び関自旅二第1532号)を通達しましたが、その後も死亡事故及び悪質案件が複数発生していることを受け、貴支部が当該通達に対して実施した取組状況について確認しました。

確認の結果、会員事業者に対する指導監督体制や事故防止の取り組みについて、 下記のとおり一部不十分な点が認められるものの、改善の兆しが認められるので、今 後はこれらについて、個人タクシー事業が優秀適格者に与えられた許可であることを 十分認識し、自立的に改善に取り組むようお願いします。

記

# 1. 交通事故の再発防止について

通達を受けて、構成団体毎に講習会を実施した結果、個人タクシーの事故傾向 については、大部分の会員事業者が認識・把握したものと推測されるが、通達に記載された交通事故の再発防止策については、アンケート結果によると回答者のうち 約20%の事業者が現在実施していないとのことから、再発防止策を継続かつ包括 的に実施するよう指導すべきである。また、新たに再発防止策を講じる際は、有識 者等第三者機関などを活用して幅広く意見を聴取することも必要と考える。

### 2. 悪質違反の再発防止について

会員事業者に対して法令遵守の徹底等を周知しているものの、通達発出後も飲酒運転による事故、事故発生後の逃走事案及び無免許運転など悪質違反が発生している。このため、全会員事業者が悪質違反を根絶する強い意識の下、事案毎に再発防止策を講じ実行していく必要がある。

### 3. 指導体制の整備について

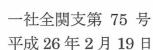
会員事業者の指導体制は、各団体の安全運行指導員が実施することとなっており、各団体においては、安全運行指導員が中心となって団体の実情を踏まえた安全方針や数値目標等具体的な安全目標を定め、全会員事業者が目標達成に向けた安全運行に努めるとともに、その達成状況を検証・評価することが重要である。

## 4. 適性診断結果の活用及び危険予知訓練の実施

各団体において、安全運行指導員が会員事業者に対して適性診断結果のアドバイスや危険予知訓練を実施していることは非常に評価できるが、現時点でその対象者が事故惹起者や高齢者に留まっている団体もあることから、全会員事業者に対して計画的に実施していく必要がある。

### 5. 交通共済協同組合との連携強化

事故再発防止特別委員会等に交通共済協同組合が参加して再発防止策を検討する体制が構築されたことは有益であるが、一部の所属団体では情報共有が不十分であるため、事故情報の共有や事故調査の実施について、一層の連携・協力が図られるよう体制を強化する必要がある。





社団法人 東京都個人タクシー協会 会 長 木 村 忠 義 殿

(一社)全国個人タクシー協会関東支部 支 部 長 木 村 忠 義



個人タクシーの事故防止及び効果的な指導・監督体制の 整備に関する取り組みについて

標記について、行政当局より平成 24 年 11 月 2 日付けにて再発防止対策を講ずべく通達を受けたその後において、本通達の取り組み状況のフォローアップ調査結果を行政当局により確認された結果、尚不十分な点があることを踏まえた再通達が別紙のとおり平成 26 年 2 月 14 日付けで受けたところであります。

今般の再通達を受けるに至ったことは、異例の事態と深刻に受け止めたところであり、即日付けをもって別添のとおり行政当局に提出して、当業界の更なる取り組み姿勢を内外に示したところであります。

貴協会及び傘下団体におかれては、本主旨を十分了知のうえで各団体所属の 事業者各位に本件を周知されるとともに、本通達並びに再通達を踏まえた更な る取り組みの徹底をお願い致します。





一社全関支第 73 号 平成 26 年 2 月 14 日

関東運輸局自動車技術安全部 部 長 佐 橋 真 人 殿 関東運輸局自動車交通部 部 長 奈 良 和 美 殿

一般社団法人全国個人タクシー協会関東支部 支 部 長 木 村 忠 義



個人タクシーの事故防止及び効果的な指導・監督体制の 整備に関する取り組みについて

弊業界は、一昨年来の度重なる重大事故及び悪質違反等に対して、ご当局より平成24年11月2日付にて再発防止対策を講ずるべく指示通達を受け、傘下団体共々組織を挙げ総力で取り組みを進めてまいりました。

今般、平成26年2月14日付にて、ご当局より本通達のフォローアップ調査を通じて弊業界の取り組みに関するご評価をいただき、不十分な点に係るご指摘、更なる改善に向けたご助言等について再通達をいただいたところです。

弊業界といたしましても、これまでも本通達に則った組織体としての指導体制の整備及び団体ごとによる事業者に対する再発防止の諸対策を鋭意講じてまいりましたが、十分とは言えない状況であると認識いたしております。

今後におきましても、ご指摘の点も含めて、一層の実効性を高めるべく傘下 団体との連携・合議を進めつつ、更なる交通事故や悪質な事案の再発防止策に 取り組んでまいります。

特に、飲酒運転、無免許運転などの故意犯と思われる悪質事案については、 最優先で取り組むべき重要課題であり、事業者個々のコンプライアンスを高揚 させる意識改革などに向けてスピード感をもって対処してまいります。

今般の再通達におけるご主旨及びご指摘の部分を十分に踏まえた取り組みを 推進し、個人タクシーの信頼回復に向けて引き続き公共交通としての機能を担 い得る機関として邁進する所存です。

今後とも、ご指導とご支援を切にお願い申し上げます。